

〔平成 23 年 9 月 28 日〕 監査規則 一部改正

《124 ページ》

新	旧
<p>(会員の社内監査の実施及び報告)</p> <p>第 10 条 会員は、社内監査を一事業年度に 1 回以上実施しなければならない。</p> <p><u>2 会員は、社内監査の体制を本会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 個人である顧客を対象とした商品先物取引業務（登録外務員（会員等の外務員の登録等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により本会の行う登録を受けた外務員をいう。）による商品デリバティブ取引の勧誘が伴うものに限る。）を行う会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。</p>	<p>(会員の社内監査の実施及び報告)</p> <p>第 10 条 会員は、<u>別紙様式に掲げる監査項目を踏まえ、社内監査を一事業年度に 1 回以上実施しなければならない。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>2 会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の報告には、公認会計士監査証明を添付するよう努めるものとする。</u></p>

社 内 監 査 報 告 書

提出日 年 月 日
 会員名
 代表者名

【監査実施日】

本店 部 年 月 日～ 年 月 日（監査対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）
 支店 年 月 日～ 年 月 日（監査対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）

【監査責任者及び担当者】

責任者：（所属部署、役職名、氏名を記載）
 担当者：（所属部署、役職名、氏名を記載）（監査対象：本店 部）
 担当者：（所属部署、役職名、氏名を記載）（監査対象： 支店）

報告すべき監査項目	監査の方法	監査結果
法令等遵守に関する諸規程等の整備 1. 法令等遵守に関する諸規程等の整備	（監査方法を具体的に記載する。）	（監査の結果を記載する。また、監査結果に基づいて改善措置を講じた場合には、具体的内容を記載する。）
受託等業務の管理に関する体制 1. 管理部門の役割		
勧誘行為 1. 勧誘に先立っての告知 2. 勧誘を受ける意思の確認 3. 迷惑勧誘の禁止 4. 再勧誘の禁止 5. 不招請勧誘の禁止 6. 事前交付書面の交付及び商品先物取引の説明		
適合性の原則 1. 顧客の属性情報の的確な把握 2. 適合性の原則に基づいた勧誘及び受託 3. 適合性の審査 (1) 適合性の審査 (2) 不適当な勧誘及び受託の例外に係る審査		
受託契約の締結 1. 受託契約の管理 2. 本人確認の管理		
委託取引の受託 1. 委託取引の受託の管理 2. 取引証拠金の管理 3. 委託者との入出金に係る管理		
外務員の管理 1. 社内の管理体制 2. 管理責任者の役割		
委託者の管理 1. 取引状況等の管理		

注）本報告書は国内商品市場取引を念頭において作成しているため、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引の場合には適宜用語を読み替えて使用すること。